

# 第26回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年7月26日(金) 午後4時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

## 第26回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 令和元年7月26日(金) 16時00分
2. 閉会時間 令和元年7月26日(金) 16時33分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 13名
5. 欠席委員者の数 5名
6. 出席推進委員の数 15名
7. 報告事項
  - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
  - 報告第2号 農地改良等届について
8. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第4号議案 非農地証明願について
  - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第6号議案 中間管理機構を介した農地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第26回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・番・・・・委員、  
番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・委員、・番・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 3筆 2, 803平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、農地改良等届について報告します。

議案集は1ページ、届出者は資料記載のとおりで、農地の利便性を高めるため、農地を嵩上げて改良するとの内容です。 以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番について説明します。  
使用貸人及び使用借人は、資料2ページ1番に記載のとおりです。

畑 4筆 4, 459平方メートル及び 田 2筆 2, 026平方メートルの合計6, 485平方メートルを使用貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 433平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1台、コン

バイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。  
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . .

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、繁殖農家で10年の農作業暦があります。

母と妻の3人で農業を営んでおり、牧草・水稻を作付し、通作距離は自宅から車で約10分という  
ことで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(耕作権設定)の規定による許可  
申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。  
譲渡人及び譲受人は、資料3ページ1番に記載のとおりです。

畑 2筆 1, 107平方メートルを売買するための申請です。

本案件は、農地法第3条の不許可の例外に該当するもので、農地法施行令第2条第1項第1号ハに  
「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるも  
のがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の

用に供すると認められること」と規定されており、これに該当する場合、許可できることとなります。

譲受人は特定非営利活動法人であり、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を設立目的とし、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（指定就労継続支援B型事業）の業務を行うものです。

よって、本案件については、農地の所有権の取得は可能だと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

・・番委員

これは聞くとはいかがなものかと私思ってますけど。1番のこれですね、申請の事由は、売買となっていますけど、このような時の売買の価格とかは表示できないわけですか？ 売買、売り買い、・・・・さんから・・さんが買われるんでしょう。価格はわからないわけですね。

事務局

価格は、そうですね。

・・番委員

知らないわけですね。

事務局

価格につきましては、10アール当たり・・万円というふうになっているようです。

反の・・万円ですね。

（「反の・・万円ですか」「そら、なかっじゃなかと」という発声）

事務局（宮崎 局長）

申請書には10アール当たり・・万円ということとなっております。

委員

役所としては金額的には全然合わんですよね。そこら付近の評価もある程度役所としてはわかっていますよね。それに対して、今言われる1反が・・万円、今でもたぶんあつとやよろか。と思うばってん、そういう風にして報告されたならば、そうですねと言うて済ましてしまうわけ。

事務局

申請として上げてありますので、その価格で購入等をなされているものと判断しております。

委員

私が言いよるのはですよ、そういう報告があったならば、もうそれを信頼してそのように私たちにも報告しますよと言うことですかね。おかしかろうが、おかしくなかろうが。

事務局

そうですね。報告と言いますか、通常については売買等であっても金額は出しておりませんので、申請の事由、売買なのか贈与なのかそれだけで済みます。今回、・・委員からありましたので、申請の内容ということについてお答えしているということになります。

価格についても、それぞれに、通常一般的には反の・・・万円だとかあるんでしょうけれど、実情等によって価格も変わってくるというところもあると思われまますので、そのところについては、事務局としては聞いておりません。

・・番委員

事務局はもう相手の言うとおりの・・万なら・・万、・・・・万なら・・・・万の指導的も何もされな  
いとか、そういう立場ですかね。

事務局

そうですね、こちらが「高いのではないか」「安いのではないか」ということではないですから、当然、売られる方、買われる方での価格の設定となっていくしますので、そこについて委員会の方で発言するということではないのかなというふうに思っております。

・・番委員

はい、わかりました。

議長

よろしいでしょうか。

委員

畑を持たない人が、これだけ1, 107平方メートル、畑を持たない人が買われるんですか。

事務局

先ほど説明をいたしました、今回ここにつきましては、不許可の例外に該当するという事で、農地法施行令第2条第1項第1号の規定に該当するという事になりますので、許可はできるということになります。

議長

よろしいでしょうか。

・・番委員

我々農業委員会は、移転とか何とかの許可が出せるかどうかということであろうと思うとですけれども、ただこの譲受人の方は、現在、特定非営利活動法人・・・・・、これはいくつぐらい施設を運営されている状況にあるのですか。

事務局

現在、施設については、・・・・の方に施設名として「・・・・・」という施設で、事業内容としては、指定生活介護事業、指定就労継続支援B型事業をおこなわれております。それともう一つ、・・・・の方に「グループホーム・・・・・」、この事業内容が指定共同生活援助事業、指定短期入所事業ということで、2施設をお持ちのようです。

・・番委員

・・・・の方に「・・・・・」ですか、施設を持っていらっしゃるということで、そこ今回場所とは近いという状況にあるのですか。

事務局

今回の取得に際してということになりますが、今回取得する目的とすれば、・・・・の方で行われている指定就労継続支援B型事業ということで、こちらの事業を行うために畑を買うということになされております。

こちらの方に、いわゆる障害をお持ちになられた方が通常の仕事ということではなかなかできないということでの、そういう障害者のための、例えば草刈りだとかそういうことでの作業をすることによって機能回復、そういったことを目的にその一つの施設として畑を購入して、必要な訓練等を行うというような事での購入になります。

・・・・の事業所ではこちらの事業は行われておりませんので、事業の実際の場所とすれば、・・・・の方にいつも来られている方たちが18名ほどいらっしゃいますが、その中の10名の方が就労支援者ということで、・・・・からこちらの・・・・の方に来て、そういう訓練を行うということでの計画がなされております。

議長

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」という発声)

議長

ほかにご意見等が無いようですので、第2号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番と関連がありますので、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番及び3番について説明します。譲渡人及び譲受人は、資料3から4ページ2番及び3番に記載のとおりです。

本案件は、同一家族内で贈与するための申請で、2番の譲受人に畑3筆5,558平方メートルを親子間で贈与、また、3番の譲受人に畑9筆10,374平方メートル及び田4筆2,935平方メートルの合計13,309平方メートルを祖父孫間で贈与するものです。

取得後の耕作面積は、49,387平方メートルで、農機具は、トラクター5台、管理機5台、マルチャー4台、人参収穫機1台、しょうが収穫機1を所有しており、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . .

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番、及び、3番について報告します。

2番の譲受人は25年の農作業歴、また、3番の譲受人は9年の農作業歴がある農家であります。

2番の譲受人と妻、母及び3番の譲受人の4人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、人参、西瓜、生姜、水稻を作付している状況で、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の2番及び3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

使用貸人及び使用借人は、資料5ページ1番に記載のとおりで、申請地499.48平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . .

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は . . . の一角にあり、北側は河川、東側は使用貸人所有の農地、南側は道路、西側

は使用貸人所有の宅地となっております。

盛土造成し土留め工事を行い、雨水は溜樹を經由して河川へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、資料6ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和50年6月頃から隣接する・・・番・(宅地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は道路を挟み申出人所有の農地、南側及び西側は申出人所有の宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付するこ

とに問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、資料6ページ2番に記載のとおりで、申請地は昭和37年月日不詳頃から接道がなく通作が困難であり、山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . .

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は . . . の一角にあり、北側及び東側は海岸、南側は農地、西側は線路敷となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、資料6ページ3番に記載のとおりで、申請地は平成10年月日不詳頃から周囲の山林に取り込まれ、日も当たらず耕作が困難であり、山林化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 . . . .

委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は . . . の一角にあり、北側及び東側は山林、南側は道路、西側は原野となっております。

現地を見ますと、申請地は道路や周囲よりも低いところに位置し、周囲の山林等に囲まれ、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。  
次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 2件 2筆 3,317㎡

耕作権の再設定 11件 23筆 19,817.73㎡

合計 13件 25筆 23,134.73㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、2件 2筆 3,126㎡です。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆 3, 907平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の11ページをご覧ください。

農地の受け手は、資料記載のとおりで、受け手の詳細について説明します。

1番の受け手は、貸借後の耕作面積は、17, 838平方メートル、農機具はトラクター1台、軽トラック1台、コンバイン1台、田植機1台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に水稻を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

次に2番の受け手は、貸借後の耕作面積は、17, 300平方メートル、農機具はトラクター1台、ドッキングローダー1台、管理機2台、軽トラック1台、ハーベスター2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に肉用牛飼育及び野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

次に3番の受け手は、貸借後の耕作面積は、28, 062平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック1台、マルチャー2台、大根収穫機1台、自動計量機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第26回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第26回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時33分